

毎週火、曜日発行(但休日となるときは翌日)
昭和四年七月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 水路等の公用廃止
土地立入の通知
地籍調査事業計画
土地立入の実施
土地配分計画の作成
成寄生虫原虫検査料の減額
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 ぶく処理師試験等の実施

告示

鳥取県告示第六百十三号

次の水路及び農道は、昭和三十七年十一月二十日から
公用を廃止した。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

場

所

鳥取市岩倉字中山田一
字奥土居一

〇六番 地目又は面積又は数量
農道敷 一一七坪九合八勺
水路敷 九二坪五勺

九三番 地先 水路敷 一七坪八合四勺

九〇番 地先 水路敷 一七坪八合四勺

九二番 地先 水路敷 一七坪八合四勺

〇番 字中山田一 地先 一六坪七合九勺

〇番 地先 一六坪七合九勺

一一番 地先 一六坪五合三勺

九一―番 地先 一六坪五合三勺

二一―三番 字頭国寺一 地先 農道敷 五坪二合五勺

三五番 地先 農道敷 五坪二合五勺

鳥取県告示第六百十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一

小田村	津ノ井村	隊鳥取 岩美	弓ヶ浜	淀江	大幡外二橋	堀越	八郷山	大立山	岩立山	宝殿山	大平原	大平山	丸山	大前山	門前
"	"	岩美	境港	"	西伯	鳥取	西伯	日野	日野	西伯	"	"	"	"	"
岩美	津ノ井	国府	淀江	岸本	湖山	大原	岩立	金屋谷	小谷	清原	丸山	門前	"	"	"
高住郷	生山	奥谷	外江	西原	岸本	湖山	大原	岩立	金屋谷	小谷	清原	丸山	門前	"	"
								三	三	六					
								四〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇					
二	二		一	二	二	一						二			
〇〇1,000	二八三		三〇〇,000	一〇〇,000	四六六	二〇一						一〇〇			
		二〇,000	二九,000								一,三三三				
"	既増反者追加	団体(共有)	"	"	"	"	既増反者追加	新規入植	既入植者追加	団体(共有)	既入植者追加	既増反者追加	既入植者追加	既入植者追加	既入植者追加
(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 一件	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 二戸	(三、四口) 一七戸	(六口) 六戸	(一口) 一件	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 一戸	(二口) 二戸	(一口) 一戸

大山農場	高田原	大和庄内	光徳山	二上山	上中山	尾中	林之峯	大田	神田	逢坂	逢坂	西坂
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	名和	名和	"	"	"	"	"	"	"	"	"
加茂	高田	加茂	倉谷	羽田	羽田	"	"	松河原	下市	住吉	住吉	住吉
三	一	八	七	四	四	二	二	三	二	一	一	一
二四一	四〇	一八,〇〇〇	七,五〇〇	四,〇〇七	四,〇〇七	六,七〇五	四,九〇〇	二,六〇〇	二,六〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇
四		一		二	二	九						
二,九六		四,五〇〇		三,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇七						
		一										
		三,一〇〇										
既増反者追加	既入植者追加	既入植者追加	既増反者追加	既入植者追加	既入植者追加	既増反者追加	既入植者追加	新規入植	既入植者追加	既入植者追加	既入植者追加	既入植者追加
(四口) 三戸	(一口) 一戸	(八口) 六戸	(九口) 八戸	(四口) 四戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(三、四口) 一七戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(二口) 二戸	(一口) 一戸

浦富町	"	"	"	三、六〇六	"	"	"	(二六〇)一三戸	
上私郡村	八頭郡家麻生	牧谷	"	一、三〇一	"	"	"	(二〇)一戸	
八東村	"	八東	東茂田	五、五〇〇	"	"	"	(二〇)二戸	
北谷村	倉吉	"	志津	一、三三三	"	"	"	(二〇)一戸	
栄村	東伯	大栄	上種	三、三四四	"	"	"	(二〇)一戸	
五千石村	米子	福市	"	〇、五一〇	"	"	"	(三三)三戸	
賀野	西伯	会見	朝金	三、三三五	"	"	"	(二〇)一戸	
小浜	東伯	泊	小浜	〇、六三八	"	"	"	(二六〇)一三戸	
黒坂町	日野	日野	上管	一、三三〇	"	"	"	(三三)三戸	
上小鴨村	倉吉	"	上古川	〇、四四五	"	"	"	(二〇)一戸	
山郷村	八頭	智頭	駒帰	〇、一一一	"	"	"	既増反者追加(二〇)一戸	
八橋	東伯	東伯	八橋	九、七二〇〇	"	"	"	既増反者追加(九〇)九戸	
計	齿	三〇、六九	七、二三四、四六	五、七七三、三四	既入植者追加(六〇)二戸	既入植者追加(八八〇)五二戸	既増反者追加(七一〇)六六戸	団体(五〇)五件	計(七〇)七五件

鳥取県告示第六百二十一号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例 (昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号) 第五条の規定により寄生虫原虫検査料を昭和三十七年十一月二十一日から同年十一月三十日までの間次のように減額する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

寄生虫原虫検査料

- 集卵法 十五円
- ただし、保育所幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学生、生徒、児童は十円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第一百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年十二月六日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 八頭郡郡家町大字郡家二四五

自動車運転者 高 倉 務

(2) 八頭郡智頭町大字市ノ瀬一〇三八

自動車運転者 植 木 節 夫

(3) 鳥取市立川町二丁目四〇六

自動車運転者 松 本 英 雄

(4) 気高郡青谷町大字亀尻一〇一

自動車運転者 伊 藤 渥 美

二 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年十二月十三日 午後一時から

倉吉市明治町 倉吉警察署

公 告

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 倉吉市明治町一〇一七
自動車運転者 西 村 哲
- (2) 倉吉市福積八二
自動車運転者 小 谷 勉
- (3) 倉吉市福庭二二三
自動車運転者 福 井 幸 男

ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号）第三条第一項及び第二項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

一 受験資格

- 1 ふぐ処理師試験
昭和三十七年十二月五日現在において年令十八才以

上で、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第十一号若しくは第十三号に規定する営業又は乾ふぐ製造営業に二年以上従事している者

2 ふぐ調理師試験

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師である者

二 受験手続

1 願書の受付期間

昭和三十七年十一月二十一日から同年十二月一日まで

2 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。

(イ) ふぐ処理師試験

(一) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(二) 写真（名刺判、正面、脱帽、上半身のもので

最近六月以内に撮影したもの）

三 試験実施期日

1 筆記試験

昭和三十七年十二月五日午後一時から午後四時まで

2 実地試験

昭和三十七年十二月六日午前十時から
（米子、根雨保健所管内受験者）

(イ) 魚介類販売業（店舗を設け鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売営業を除く。）魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ペーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。）又は乾ふぐ製造業に二年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

(ロ) ふぐ調理師試験

(ハ) 履歴書

(ニ) 写真（名刺判、正面、脱帽、上半身のもので最近六月以内に撮影したもの）

(ホ) 調理師免許証の写

四 試験場所

1 筆記試験

同年十二月七日午前十時から
（倉吉保健所管内受験者）
同年十二月八日午前十時から
（鳥取、郡家、浜村保健所管内受験者）

鳥取、郡家、浜村保健所管内の受験者
鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所
倉吉保健所管内の受験者
倉吉市越殿町 倉吉保健所

米子、根雨保健所管内の受験者
米子市博労町四丁目 鳥取県立米子職業安定所

2 実地試験

鳥取、郡家、浜村保健所管内の受験者
鳥取市西町 鳥取家政高等学校
倉吉保健所管内の受験者
倉吉市余戸谷町 鳥取県立倉吉西高等学校
米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

五 試験科目

1 ふぐ処理師試験

(一) 衛生関係法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品衛生学

(四) ふぐ処理の実地(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

2 ふぐ調理師試験

(一) 衛生関係法規(主として条例)

(二) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(三) ふぐ調理の実地(毒性臓器の鑑別を含む。)

六 試験手数料 五百円(受験願書に鳥取県収入証紙をはりつけること。)

七 試験当日の携行品

1 筆記試験受験票、筆記用具及び上ぞうり

2 実地試験受験票白帽、白衣、庖丁及び耐水性のきもの

八 合格者の発表 実地試験終了後一週間以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部 月額二五〇円(送料共)